

令和元年 第8回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和元年 第8回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和元年9月2日 午前9時23分～午前9時53分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	森 平 敏 文	2 番	古 川 勝 義
	3 番	谷 本 憲 一	4 番	上 村 昌 規
	5 番	佐 藤 千 代 志	6 番	大 場 男
	7 番	打 田 佳 史	8 番	福 家 敏 春
	9 番	平 間 初 美	10 番	浦 島 規 生
	11 番	荒 川 博 彦	12 番	斉 藤 幸 一
	13 番	谷 口 学	14 番	只 野 透
	15 番	川 崎 章 道		
5 欠席委員 (名)				
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 議案第1号 令和元年8月20日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>日程第5 議案第2号 土地の現況証明願書の交付について</p> <p>日程第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）</p> <p>日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画（案）について （令和元年9月5日公告予定分）</p>			
7 事 務 局	事務局長 川 合 実智代 係 長 山 口 祐 弥 主事補 佐藤 麻由佳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

開 会 宣 告

○事務局長

只今から、令和元年第8回美瑛町農業委員会総会を開会致します。本日の会議の出席は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じこの憲章を掲げてその実践につとめましょう。

一つ、心もからだもすこやかにりっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○会長

皆さんおはようございます。早いもので、9月に入りました。私たち農業者にとりましては、秋小麦の植え付け、そしてまた、ジャガイモから始まりますそれぞれの収穫が真最中を迎えたということで、9月、10月は、本当に猫の手も借りたいというような状況ですが、8月の20日前後から天気が続かないという中で、それぞれ仕事が少し遅れているのかなと思います。

今日はもう、すばらしい天候に恵まれて、それぞれ仕事の段取り、あるいは準備等お忙しい中総会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。そうした状況の中で、今日は30分早く9時半ということで、開会をさせていただきました。ご協力いただきましたこと、改めて厚くお礼を申し上げます。

農業全般につきましては、この後、浦島委員から委員協議会で報告をもらうことになっておりますので、割愛をさせていただきます。

今、アメリカとTPP並みの交渉がほぼ妥結するというようなことで、またわれわれ日本の農業者にとりましては、大変な状況を迎えるのかなとそんな感じがいたします。

実は私、美瑛町のロータリークラブに入っていて、先週の金曜日に、ガバナー訪問というのがありました。現在、釧路の方がガバナーなんですけど、そのガバナーから普通、うまいことって帰るんですけども、久しぶりにやっぱり指導者はこうあるべきかなというのを少しお話して終わらせていただきます。やはり指導者っていうのは大きな目標を立てて、それに向かって立ち向かうとそういうことが大事だと

- 事務局長 諸般の報告をいたします。
 1 番、8 月 1 日、平和元年第 7 回、美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外 13 委員が出席しております。
 2 番、8 月 1 日、上川地方農業委員会連合会中央部ブロック会会議が開催され、会長が出席しております。
 3 番、8 月 13 日、令和元年度農地パトロールを実施し、会長外 13 委員が出席しております。以上です。
- 議 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議 長 日程第 4、議案第 1 号、令和元年 8 月 20 日に提出のあった、合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。
 議案第 1 号、番号 1 番と番号 2 番については、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第 1 号、令和元年 8 月 20 日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について。
 農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった、貸主 ■■■■さん、借主 ■■■■外 1 件について、同法第 18 条第 1 項のただし書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。
 番号 1 番、土地の表示、字■■■、地番■■■外 6 筆、面積計 80,000 m²につきましては、貸主 ■■■■さんから、借主 ■■■■への農地法第 3 条による賃貸借でしたが、7 月 18 日付けで合意解約です。こちらの土地については、後ほど議案 4 号にて売買の申請が上がってきております。
 番号 2 番、土地の表示字名、字■■■、地番■■■外 6 筆、面積計 23,078 m²につきましては、貸主 ■■■■さんから、借主 ■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、8 月 20 日付けで合意解約です。こちらの土地については、後ほど議案第 3 号及び第 4 号にて売買の申請が上がってきております。以上で説明を終わります。
- 事務局 これより、議案第 1 号、番号 1 番と番号 2 番について、発言のある方は挙手願います。
 【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 それでは、採決いたします。
 議案第 1 号、番号 1 番と番号 2 番について、原案どおり決定することに、賛成の方は、挙手願います。
 【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第5、議案第2号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。
議案第2号、番号1番と番号2番については、一括して審議いたします。議案第2号、番号1番について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号、土地の現況証明願書の交付について
農地法関係事務処理要領に規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった[]さん外1名の現況証明書の交付の可否について、次のとおり審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示字名、字[]、地番[]、地目、登記簿、田、現況、非農地。面積[]㎡です。土地所有者並びに申請人[]さん。農振農用地区域外、都市計画区域外です。
この土地につきましては、30年前まで田の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。以上で説明を終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります[]委員からの補足説明をお願いいたします。
- []委員 ただいま事務局からの報告のとおりです。現状畑としての利用が数年前からないということ。また[]さん、農業者でないということもあり、早朝第1班の方々に確認をいただき、やむを得ないと考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございました。
- 議 長 続いて、番号2番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号2番、土地の表示字名、字[]、地番[]外1筆、地目、登記簿、畑。現況、非農地。面積計3,169㎡です。土地所有者並びに申請人 美瑛町字[][]さん。農振農用地区域外、都市計画区域外です。
この土地につきましては、15年前まで畑の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。以上で説明を終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります[]から、補足説明をお願いいたします。

- ただいま事務局からの説明のとおりでございます。この土地はですね、昨年現地確認で見たかと思いますが、この畑の途中に、白金ダムのマンホールがあり、また写真で見える隣がペンションで、何年も前からですね、農地から外したいというお願いもございました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議　　長　　 ありがとうございました。
 番号1番と番号2番について、現地調査の結果を古川班長よりお願いいたします。
- 古川班長　 今日は1班で現地確認をしてみました。
 今回、 さんについては、前回見たっていうことで、今日は見なかったですが、それぞれ内容等吟味して、検討した結果、申請どおりに問題なしということで、班としては判断させていただきました。以上です。
- 議　　長　　 ありがとうございました。
 これより、番号1番と番号2番について質疑に入ります。
 発言のある方は挙手を願います。
 【なしの声】
- 議　　長　　 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 それでは採決いたします。議案第2号、番号1番と番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 【全員挙手】
- 議　　長　　 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議　　長　　 日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。
 議案第3号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局長　 議案第3号、農地法3条の規定による許可申請について、所有権移転。
 農地法第3条の規定による農地の所有権設定申請のあった、譲渡人 さん、譲受人 外1件の許可の可否について審議を求めるものです。
 なお、議案第3号で審議いただく2案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われま。機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから、要件を満たしていることをご報告いたします。

○事務局長 番号1番、土地の表示字名、字■■■■、■■■■外7筆、面積計4万5,755㎡につきましては、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■への売買による所有権移転申請です。申請箇所はJR美瑛駅から南東に約■■kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は該当農地処分のため譲受人に売却したい。譲受人は譲渡人の申請理由により承認願います、とのことです。

詳細につきましては、議案3ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員からの補足説明をお願いします。

○■■■■委員 ただいま事務局からの報告のとおりです。
この農地については、耕作条件が非常に悪く、■■■■地区としても、かなり耕作者を決めるのに難航しておりましたが、先月、発足しました■■■■に、安価ではありますが売買にて譲渡するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
これより、議案第3号、番号1番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第3号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて、番号2番について事務局から説明をお願いします。

○事務局長 番号2番、土地の表示字名、字■■、地番、■■■■外4筆、面積計9,709㎡につきましては、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転申請です。
申請箇所はJR美瑛駅から北西に約■■kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は該当農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は譲渡人の申請理由により承認願いますとのことです。

■■■■さんは、新規就農者で平成27年1月より北海道農業公社と基盤強化促進法により5年間の賃貸借を設定し

万円円で10a当り田、畑ともに円です。
番号2番、字さんから字
さんへの売買。田2筆、1万3,369㎡、円で、
10a当り田円です。

以上設定を受けるもの2件、1名、1法人。設定をするもの2件、2名。田4筆、2万1,943㎡、畑5筆、7万6,679㎡、計9筆、9万8,622㎡です。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第4号、番号1番と番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第4号、番号1番と番号2番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和元年第8回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和元年9月2日

美瑛町農業委員会長

川崎章道

美瑛町農業委員

谷本憲一

美瑛町農業委員

平 間 初 美